

相模原市宮峰山霊園

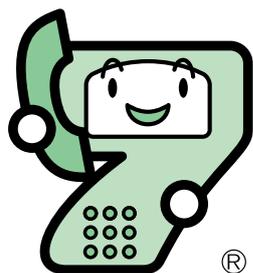
令和7年度 公募のしおり

樹林型合葬式墓所（第5期）・一般墓所（返還墓所）

目次

令和7年度 公募の概要	1～2
【樹林型合葬式墓所】申込条件、注意事項	3～4
【一般墓所】申込条件、注意事項	5～6
【各墓所共通】申込み及び抽選に関する手続きについて	7
【各墓所共通】当選者の手続きについて	8
【樹林型合葬式墓所】焼骨の容器基準	9
【一般墓所】墓碑等の設置基準	9
申込書の書き方	10～13
申込書類・峰山霊園区域図	14

公募に関する問い合わせ先



相模原市コールセンター

☎042(770)7777

午前8時～午後9時（年中無休）

※詳細なお問い合わせは、公園課に取り次ぐ場合があります。

相模原市

令和7年度 公募の概要

直系親族等の焼骨を墓地に埋蔵せず、自宅などに仮安置している市民を対象として公募を行います。

なお、申込墓所が、① 樹林型合葬式墓所か ② 一般墓所かによって、申込条件等が異なります。

※申込期間：令和7年9月1日(月)～9月30日(火) 消印有効

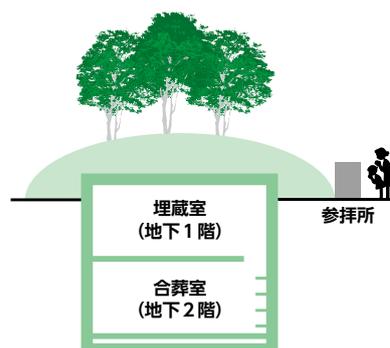
※申込方法：14ページのポケットに収納してある専用の申込書を使用し、必ず **郵送** でお申込みください。

① 樹林型合葬式墓所 (永年使用)

樹林型合葬式墓所はシンボルツリーを墓標とし、その下に多数の方の焼骨を一緒に埋蔵する形式の墓所で、参拝所(献花台と焼香台)と記名板が併設されています。

希望者は、記名板に埋蔵者及び埋蔵予定者氏名を彫刻することができます。その費用は、自己負担となります。

焼骨は、許可日から20年間は骨つぼで埋蔵し、その後、合葬(共同埋蔵)します。



② 一般墓所 ※一度使われた墓所です。

(1) 普通墓所 (永年使用) 4㎡

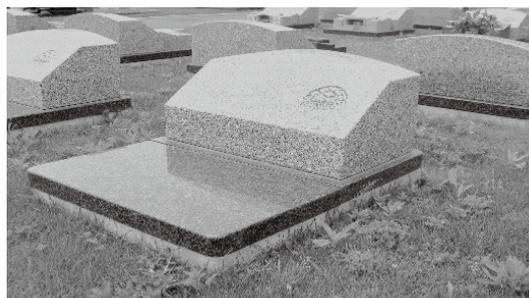
区画された更地に納骨施設(カロート)のみ設置されています。

墓碑、囲障等を設置する費用は自己負担となります。



(2) 墓石付芝生墓所 (10年期限付) 2.5㎡

永続的な埋蔵が未定の方や、将来、合葬式墓所等への改葬をお考えの方向けの使用期限付の墓所です。使用期間満了時に更新も可能です。芝生地に墓石と納骨施設(カロート)が設置されています。設置された墓石に直接記名等を行うことはできませんが、家名石等を設置することができます。その費用は、自己負担となります。(写真参照)



令和7年度 公募の概要

① 樹林型合葬式墓所

申込区分	公募区画数 (体数)	期 間	墓所使用料	年間墓所管理料
1 体用	100区画 (100体数)	永年	92,000円	なし
2 体用*	200区画 (400体数)	永年	184,000円	なし

※ 1 体は既にお持ちの焼骨用、もう 1 体は将来的にご自身の埋蔵用として申し込むこともできます。

- ・ 墓所使用料の納付期限は、令和7年12月17日 (水) です。

② 一般墓所

申込区分	公募区画数	期 間	墓所使用料	年間墓所管理料
(1)普通墓所 4㎡	20区画	永年	606,000円	6,500円 (初年度は2,160円)
(2)墓石付芝生墓所* 2.5㎡	30区画	10年	189,000円	4,500円 (初年度は1,500円)

※使用更新も可能ですが、その際は更新手続きがあり、再度、使用料及び管理料の納付が必要です。

- ・ 各墓所の墓所使用料及び初年度の墓所管理料の納付期限は、令和7年12月17日 (水) です。
- ・ 墓所管理料については、毎年6月頃に通知を発送します。なお、毎年4月1日の時点で、使用者が市外に居住している場合、墓所管理料は1.5倍の金額となります。

個人情報の取扱いについて

申込みの際に提出いただいた個人情報につきましては、当募集に関することのみに使用します。
また、収集した個人情報は、その保護に万全を期すとともに、ご本人の同意なしに、第三者に開示・提供することはありません。但し、法令等により開示を求められた場合を除きます。

○申込みできる人……次の①から③をすべて満たす人

- ① 令和6年9月1日以前から相模原市に住民登録があり、以後引き続き相模原市内に居住していること（外国人住民にあつては、永住者又は特別永住者であること）。許可日までに市外転出した方は、使用許可の対象外。
- ② 峰山霊園又は柴胡が原霊園の一般墓所を使用中でないこと。
- ③ 上記のほか、申込区分ごとに次の表の条件を満たしていること。

申込区分	申込条件	申込書の書き方
1体用	埋蔵する墓地がなく、焼骨を自宅又は寺院等に1体仮安置していること。	10ページ 記入例①
2体用	埋蔵する墓地がなく、焼骨を自宅又は寺院等に2体仮安置していること。	11ページ 記入例②
	埋蔵する墓地がなく、焼骨を自宅又は寺院等に1体仮安置していて、かつ、 <u>1体をご自身（申込者）用を使用したいこと。</u> この場合は、申込者が既に合葬式墓所の埋蔵予定者でないこと。	12ページ 記入例③

※他墓地に埋蔵中の焼骨の改葬を目的とした申込みはできません。

※複数の申込区分への申込みはできません。

※一般墓所との重複申込みはできません。

○埋蔵される人……次の①から⑤に該当する人

① 配偶者（妻又は夫）	④ 実兄、実弟、実姉、実妹 （申込者が祭祀を主宰している場合に限る。例：喪主など葬儀をとりまとめた方）
② 直系血族（父母、子、祖父母、孫など）	
③ 養父、養母、養子（養子縁組に限る。）	⑤ 内縁の夫、内縁の妻 （申込者が祭祀を主宰している場合に限る。例：喪主など葬儀をとりまとめた方）

※配偶者の父母、祖父母等は埋蔵対象外。

※④及び⑤の場合は、公園課（042-769-8243）にお問い合わせください。別途、祭祀を主宰していることを証明する書類（葬儀の領収書のコピー等）の提出が必要です。

○申込みに必要な証明書類

焼骨の保管状態	証明書類	発行者
自宅又は寺院等に仮安置	「死体（胎）埋火葬許可証」のコピー	死亡届を受理した市区町村
都道府県知事又は市長の許可を受けた「納骨堂」に収蔵	「焼骨収蔵証明書」の原本又はコピー	納骨堂管理者

※改葬許可証・死亡届など、上記以外の証明書では申込みできません。

- 1 申込みは、14ページのポケットに収納してある「合葬式墓所使用申込書」を封筒に入れて、必ず郵送にて行ってください（令和7年9月30日の消印があるものまで有効）。公園課窓口での提出はできません。
- 2 埋蔵位置については、市が決定します。申込者による選択はできません。
- 3 申込みにあたって、以下のいずれかに該当する場合は、無効となります。
 - (1) 複数の申込区分に申込みがあった場合
 - (2) 1世帯につき2通以上の申込みがあった場合（住民票上の「世帯」で判断します。）
 - (3) 同じ焼骨について重複する申込みがあった場合
- 4 改葬や分骨による申込みはできません。
- 5 他墓所から取り出して自宅に仮安置した焼骨の申込みはできません。
- 6 申込数が公募区画数を超えたときは、公開抽選によって当選者及び補欠者を決定します。
- 7 抽選の対象となった申込区分については、申込1件につき抽選番号を1つお知らせします。
- 8 使用許可を受けた方は、墓所使用許可を受けた日から起算して1年以内に対象の焼骨を埋蔵してください。
- 9 使用許可の対象となった焼骨以外のものは、墓所に埋蔵できません。
- 10 墓所使用权は、他人に譲ったり貸したりすることはできません。
- 11 次のような場合、市が使用許可を取り消すことがあります。
 - (1) 不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき
 - (2) 墓所の使用の許可に付した条件に違反したとき
 - (3) 墓所使用料を市長が指定する日までに納付しないとき
 - (4) 墓所の使用許可を受けた日から起算して1年以内に対象の焼骨を埋蔵しないとき
 - (5) 墓所使用权を譲渡し、又は転貸したとき
- 12 埋蔵する焼骨の容器は基準があります。「焼骨の容器基準」（9ページ）をご参照ください。
- 13 申込区分が2体用で、1体をご自身（申込者）用に申し込む場合は、焼骨の埋蔵が確実に行われるよう、親族等と事前にご相談ください。なお、市が親族等に代わって埋蔵手続きを行うことはできません。
- 14 申込手続や記名板彫刻等を行う市の「指定業者」等はありません。
- 15 埋蔵室・合葬室への立入りはできません。また、埋蔵後に焼骨や骨つぼをご覧いただくことはできません。



一般墓所

樹林型合葬式墓所はP3～P4

申込条件

○申込みできる人……次の①から④をすべて満たす人

- ① 令和6年9月1日以前から相模原市に住民登録があり、以後引き続き相模原市内に居住していること（外国人住民にあつては、永住者又は特別永住者であること）。許可日までに市外転出した方は、使用許可の対象外。
- ② 峰山霊園又は柴胡が原霊園の一般墓所を使用中でないこと。
- ③ 合葬式墓所に埋蔵される予定者でないこと。
- ④ 焼骨を埋蔵する墓地がなく、焼骨を自宅又は寺院等に仮安置していること。
※他の墓所に埋蔵されている焼骨の改葬や分骨のための申込みはできません。
※複数の区分への申込み及び樹林型合葬式墓所との重複申込みはできません。

申込区分	申込書の書き方
普通墓所（4㎡）	13ページ記入例④
墓石付芝生墓所（2.5㎡）	

○埋蔵される人……次の①から⑤に該当する人

① 配偶者（妻又は夫）	④ 実兄、実弟、実姉、実妹 （申込者が祭祀を主宰している場合に限る。例：喪主など葬儀をとりまとめた方）
② 直系血族（父母、子、祖父母、孫など）	
③ 養父、養母、養子（養子縁組に限る。）	⑤ 内縁の夫、内縁の妻 （申込者が祭祀を主宰している場合に限る。例：喪主など葬儀をとりまとめた方）

※配偶者の父母、祖父母等は埋蔵対象外。

※④及び⑤の場合は、公園課（042-769-8243）にお問い合わせください。別途、祭祀を主宰していることを証明する書類（葬儀の領収書のコピー等）の提出が必要です。

○申込みに必要な証明書類

焼骨の保管状態	証明書類	発行者
自宅又は寺院等に仮安置	「死体（胎）埋火葬許可証」のコピー	死亡届を受理した市区町村
都道府県知事又は市長の許可を受けた「納骨堂」に収蔵	「焼骨収蔵証明書」の原本又はコピー	納骨堂管理者

※改葬許可証・死亡届など、上記以外の証明書では申込みできません。

- 1 申込みは、14ページのポケットに収納してある「一般墓所使用申込書」を封筒に入れて、必ず郵送にて行ってください（令和7年9月30日の消印があるものまで有効）。公園課窓口での提出はできません。
- 2 使用区画は、市が決定します。申込者による選択はできません。
- 3 申込みにあたって、以下のいずれかに該当する場合は、無効となります。
 - (1) 複数の申込区分に申込みがあった場合
 - (2) 1世帯につき2通以上の申込みがあった場合（住民票上の「世帯」で判断します。）
 - (3) 同じ焼骨について重複する申込みがあった場合
- 4 改葬や分骨による申込みはできません。
- 5 他墓所から取り出して自宅に仮安置した焼骨の申込みはできません。
- 6 申込数が公募区画数を超えたときは、公開抽選で当選者及び補欠者を決定します。
- 7 抽選の対象となった申込区分については、申込1件につき抽選番号を1つお知らせします。
※ただし、申込者及びその親族が3回以上、有骨区分で落選している場合は、抽選番号を2つお知らせします。対象となる方は、過去の落選通知のコピーを申込書と一緒にご提出ください。落選通知がない場合は、公園課にお問い合わせください。申込期間中に提出又は申出がない場合は、抽選番号を2つお知らせすることはできません。なお、抽選の結果、2つ当選した場合においては、重複して2墓所を使用することはできません。
- 8 使用許可を受けた方は、墓所使用許可を受けた日から起算して1年以内に、対象の焼骨を埋蔵してください。
- 9 墓所には、焼骨、遺髪、遺品等以外は埋蔵できません。
- 10 墓所使用権は、他人に譲ったり貸したりすることはできません。使用者が亡くなられた場合など使用者を変更する際には、別途、承継手続が必要です。
- 11 墓所使用権は、墓所使用者が死亡した日から5年又は墓所使用者が所在不明となった後5年を経過し、かつ、承継する者がいないときは消滅します。
- 12 次のような場合、市が使用許可を取り消すことがあります。
 - (1) 不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき
 - (2) 墓所の使用の許可に付した条件に違反したとき
 - (3) 墓所使用料を市長が指定する日までに納付しないとき
 - (4) 墓所を焼骨、遺髪、遺品等の埋蔵の目的以外に使用したとき
 - (5) 市長の承認を受けずに墳墓その他の設備を設置したとき
 - (6) 墓所の使用許可を受けた日から起算して1年以内に、対象の焼骨を埋蔵しないとき
 - (7) 墓所使用権を譲渡し、又は転貸したとき
 - (8) 霊園の管理上必要な措置命令に従わなかったとき
 - (9) 墓所管理料を3年間納付しないとき
- 13 墓碑等の設置は必須ではありません。墓碑等の設備工事を行う場合の費用は、自己負担となります。
- 14 申込手続や墓碑等の設置を行う市の「指定業者」等はありません。
- 15 墓碑等は設置基準があります。「墓碑等の設置基準」（9ページ）をご参照ください。
- 16 墓所内に使用者が設置した設備（墓碑、花立、供物台等）が盗難、紛失、破損しても、市では責任を負いません。

申込み

(郵送のみ受付)

令和7年9月1日(月)

)

令和7年9月30日(火)

(消印有効)

※**現地見学随時**

管理事務所の開所時間

8:30~17:00

抽選番号の通知

令和7年10月9日(木)以降

公開抽選会

令和7年10月24日(金)

市民会館2階第2大会議室
(中央区中央3-13-15)**抽選結果の通知**

令和7年10月31日(金)までに発送

- 公園課窓口への、申請書の持ち込みはできません。
- 申込書郵送後に、申込内容の変更や訂正はできません。
- 申込書の記載内容が不明確、証明書類の添付漏れや申込条件を満たさないときは、申込は無効になります。
- 一般墓所の申込みで、申込者及びその親族が3回以上、有骨区分で落選している場合は、過去の落選通知のコピーを申込書と一緒にご提出ください。

- 申込者全員に「抽選番号通知書」をお送りします。
- 申込者数が公募数に満たなかった場合は、抽選を行わない旨を通知します。

- 墓所の抽選会は、公開形式で行います。
- 抽選会の開始時間等は「抽選番号の通知」に記載します。
- 抽選会への来場は必須ではありません。来場されなくても、抽選結果に影響はありません。
- 来場される場合は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

- この時点では、まだ申請は完了していません。当選者は、必ず「使用許可」の申請を行ってください。
- 申込者全員に抽選結果通知書(以下、「結果通知」という。)を郵送し、同時に市ホームページに抽選結果を掲載します。
なお、11月7日(金)を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。
- 抽選結果は、電話でお答えしておりません。
- 落選した場合の結果通知は、次回以降の申込み時に優先的な取り扱い(6ページ7番を参照。)を受ける際の証明書類となりますので大切に保管してください。
- 当選後に申込内容が、条件を満たしていないことや事実と異なっていることが判明した場合は、当選取消となります。

**使用許可の申請
(書類の提出)**

令和7年11月26日(水)

- ご用意いただく書類及び提出先は、結果通知に記載します。
- 申込日以降、市外に転出した方は、申請できません。
- 期日までに使用許可の申請がない場合は、当選は無効となります。

使用許可の決定通知令和7年11月28日(金)
以降

- 申込資格等について審査の上、使用許可決定通知書を送付します。

**墓所使用料(全員)
墓所管理料(一般墓所)
の納付**↓
令和7年12月17日(水) 厳守

- 納入通知書で、墓所使用料等を納付してください。
- 墓所使用料、墓所管理料(一般墓所のみ)が納付期限までに納付されないときは、使用許可を取り消します。
- 一旦納付した墓所使用料及び墓所管理料は、返還できません。

**墓所使用許可証の
交付**

- 市が墓所使用料・墓所管理料の納付を確認後に、順次郵送します。

墓所の使用開始

- 墓所使用許可証の交付を受けた後、焼骨の埋蔵及び墓碑等の設置工事を行うことができます。

- 1 幅及び奥行がそれぞれ22cm以下であること。
- 2 高さが27cm以下であること。
- 3 材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
- 4 桐箱、骨覆等の外装を施していないこと。

普通墓所

区 分		設 置 基 準
設置できる設備の種類及び数		墓碑、香炉、水鉢、地蔵尊、墓誌及び塔婆立ては各1基とし、花立て及び灯ろうは各1対までとし、植栽は3本までとし、並びに囲障及び盛土とする。
墓石等の規格	墓碑、香炉、水鉢、地蔵尊、墓誌、塔婆立て、花立て及び灯ろう	縁石下方部の天端（以下「天端」という。）から高さ180cm以内とする。
	植 栽	天端から高さ150cm以内とする。
	囲 障	天端から高さ60cm以内とし、石材、コンクリートその他これらに類する材料を用いること。
	盛 土	天端から高さ30cm以内とし、土留は石材、コンクリートその他これらに類する材料を用い、崩壊しないように施工すること。
墓碑への表示		墓碑に家名を表示する場合は、墓所使用者又は埋蔵されている者の姓に限る。

墓石付芝生墓所

区 分	設 置 基 準
設置できる附帯設備の種類及び数	家名を表示するための石製の設備（以下「家名石」という）、香炉及び水鉢は各1基とし、花立ては1対までとする。
附帯設備の設置場所及び規格	設置場所は、台石の上部（墓碑の部分を除く。）とし、すべての附帯設備を合わせた最大寸法は、高さ18cm、幅54cm、奥行30cmとし、墓石及び台石に損傷がないように設置すること。
家名の表示	墓石又は台石に、家名その他の文字を彫刻し、又は意匠を施してはならない。家名石に表示する家名は、墓所使用者又は埋蔵されている者の姓に限る。

太字部分が記入していただく項目です。

【樹林型合葬式墓所使用申込書】

受付番号

受付日

申込区分 (いずれかに✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 1 体用	申込区分を ご確認ください。
	<input type="checkbox"/> 2 体用 * 焼骨 1 体・生前予約 1 体 * 焼骨 2 体	
住 所	相模原市 中央 区 中央 ○-○-○○	
フリガナ	サカミ タロウ	
氏 名	相模 太郎	
生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成	5 年 04 月 01 日
電話番号 (ご連絡先)	自宅 042 (XXX)XXXX	自宅以外 090 (XXXX)XXXX

1 体をご自身（申込者）用とする場合、埋蔵される者①に「申込者」を記入し、「死亡年月日」と「焼骨の保管状態」は空欄としてください。
(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください)

埋蔵される者①	フリガナ	サカミ ハナコ	
	氏 名	相模 花子	
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 ⑤令和	07 年 05 月 01 日
	申込者 との続柄	実母	焼骨の 保管状態 ①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵
審査欄			

2 体用申込者のみ記入。

埋蔵される者②	フリガナ			
	氏 名			
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	記入不要		
	申込者 との続柄	焼骨の 保管状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵	
審査欄				

樹林型合葬式墓所（2体用）

* 現に焼骨 2 体を所有

申込書の書き方（記入例②）

太字部分が記入していただく項目です。

【樹林型合葬式墓所使用申込書】

受付番号

受付日

申込区分 (いずれかに✓を記入)	<input type="checkbox"/> 1体用	申込区分を ご確認ください。
	<input checked="" type="checkbox"/> 2体用 * 焼骨 1 体・生前予約 1 体 * 焼骨 2 体	
住所	相模原市 緑 区 西橋本 ○-○-○	
フリガナ	サカミシロウ	
氏名	相模 二郎	
生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成	40 年 01 月 01 日
電話番号 (ご連絡先)	自宅 042 (XXX) XXXX	自宅以外 090 (XXXX) XXXX

1 体をご自身(申込者)用とする場合、埋蔵される者①に「申込者」を記入し、「死亡年月日」と「焼骨の保管状態」は空欄としてください。
(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください)

埋蔵される者①	フリガナ	サカミイチロウ	
	氏名	相模 一郎	
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 ⑤令和	06 年 12 月 14 日
	申込者との続柄	実父	焼骨の保管状態 ①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵
審査欄			

2 体用申込者のみ記入。

埋蔵される者②	フリガナ	サカミイチコ	
	氏名	相模 一子	
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 ⑤令和	07 年 05 月 01 日
	申込者との続柄	実母	焼骨の保管状態 ①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵
審査欄			

樹林型合葬式墓所（2体用）

* 焼骨 1 体 + 申込者ご自身用 1 体

申込書の書き方（記入例③）

太字部分が記入していただく項目です。

【樹林型合葬式墓所使用申込書】

受付番号

受付日

申込区分 (いずれかに✓を記入)	<input type="checkbox"/> 1 体用	申込区分を ご確認ください。
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 体用 * 焼骨 1 体・生前予約 1 体 * 焼骨 2 体	
住 所	相模原市 南 区 相模大野△-△-〇〇	
フリガナ	サカミ サフロウ	
氏 名	相模 三郎	
生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成	15 年 10 月 10 日
電話番号 (ご連絡先)	自宅 042 (XXX) XXXX	自宅以外 090 (XXXX) XXXX

1 体をご自身 (申込者) 用とする場合、埋蔵される者①に「申込者」を記入し、「死亡年月日」と「焼骨の保管状態」は空欄としてください。
(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください)

埋蔵される者①	フリガナ	サカミ サフロウ	
	氏 名	相模 三郎	
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ②大正 ③昭和	記入不要
申込者 との続柄	本人	①自宅に仮安置 記入不要 ②納骨堂に収蔵	
審査欄			

2 体用申込者のみ記入。

埋蔵される者②	フリガナ	サカミ フタコ	
	氏 名	相模 二子	
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 ⑤令和	07 年 02 月 05 日
申込者 との続柄	妻	焼骨の 保管状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵
審査欄			

太字部分が記入していただく項目です。

【一般墓所使用申込書】

受付番号

受付日

申込区分 (いずれかに✓を記入)		<input checked="" type="checkbox"/> 普通墓所 (4㎡) <input type="checkbox"/> 墓石付芝生墓所 (2.5㎡)		申込区分を ご確認 ください。	
住所	相模原市 中央 区 中央 ○-○-○○				
フリガナ	サカミ タロウ				
氏名	相模 太郎				
生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ③昭和 ②大正 ④平成	5	0	年	0
		4		月	0
		1		日	
電話番号 (ご連絡先)	自宅	042 (XXX)XXXX		自宅以外	090 (XXXX)XXXX

(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください)

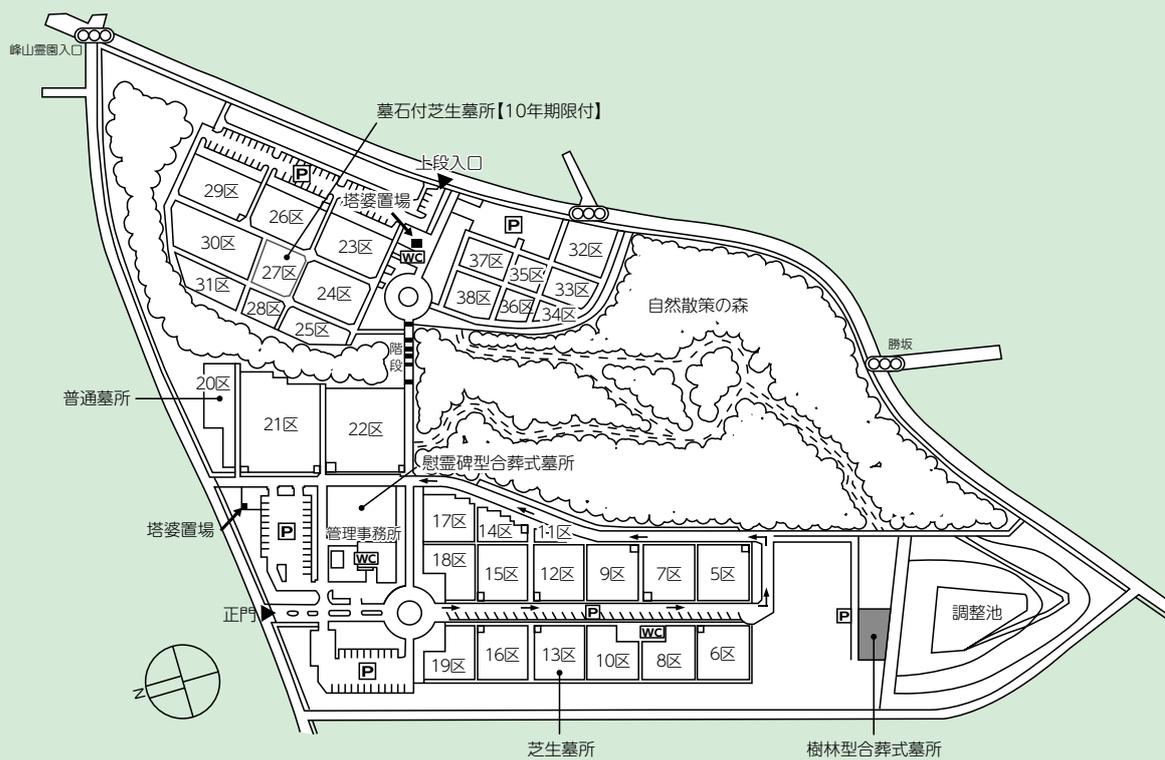
埋蔵される者	フリガナ	サカミ ハナコ				
	氏名	相模 花子				
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ④平成 ②大正 ⑤令和 ③昭和	0	7	年	0
			5		月	0
		1		日		
申込者 との続柄	実母	焼骨の 保管状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵			
審査欄						

《申込チェック表》

- 一般墓所に当選し、使用者になると、今後の市営霊園の公募に応募ができないことを承知している。
- 一般墓所は、返還された使用済み区画であるため、カロートに傷や汚れがあることを承知している。
- 市が、申込区分ごとの使用区画を決定することを承知している。
- 申込区分について、選択に間違いはない。

申込書類・峰山霊園区域図

峰山霊園





峰山霊園管理事務所

所在地 相模原市南区磯部4573番地2

電話 042-777-0487

開所時間 8時30分～17時（年中無休）

アクセス 【バス】

停留所名 若草小学校前（下車 徒歩20分）

JR相模原駅南口から
 （相27）北里大学病院・北里大学経由相武台前駅行
 小田急線相武台前駅から
 （相27）北里大学病院・北里大学相模原駅南口行
 （台13）総合体育館前経由北里大学病院・北里大学行

停留所名 相武台消防分署前（下車 徒歩20分）

小田急線小田急相模原駅から
 （小11）相武台グリーンパーク行

【鉄道】

JR相模線 下溝駅（下車 徒歩25分）